

平成30年2月28日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 中村 浩

日本国とインドネシア共和国の間の「日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）」の実施

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との協定（日・ASEAN 包括的経済連携協定。以下、「AJCEP 協定」）」については、日本とインドネシアの間では未実施の状況となっていました。2018年3月1日より、日本と同国との間で AJCEP 協定が実施されることとなりました。

同日より、AJCEP 協定上のインドネシア原産品については、同協定に基づく特惠税率を利用することが可能となります。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

【留意事項】

- ① AJCEP 協定に基づく特惠税率の適用を受けようとする場合、AJCEP 協定上のインドネシア原産品である必要があり、インドネシアにおいて発給される AJCEP 協定に定められた原産地証明書（注）を、輸入申告等の際に税関へ提出する必要があります（当該物品の課税価額の総額が 20 万円以下である場合等を除く）。
- ② 3 月 1 日以降、インドネシアを原産地とする貨物のうち、一般特惠関税制度上の特惠税率（いわゆる一般特惠税率（GSP 税率））が AJCEP 協定に基づく特惠税率より高い品目または同じ税率の品目については、一般特惠税率は適用されません。

（注）3 月 1 日以前に船積みされた貨物（船積み後 12 か月以内のもの）について、AJCEP 協定及びインドネシアの国内法令に基づき、原産地証明書を遡及発給する制度があります。当該制度の詳細については、インドネシアの発給当局にお問い合わせください。

本内容について御不明な点がございましたら、大阪税関業務部首席原産地調査官（06-6576-3196）までお問い合わせください。